

令和2年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 2年 8月 7日（金）

午前 9時56分 開 会

午前10時48分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（令和2年度滝川市一般会計補正予算（第6号））

日程第 4 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

日程第 5 議案第 2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君
保 健 福 祉 部 長	和 田 英 昭 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	市立病院事務部次長	堀 勝 一 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次 長	深 村 栄 司 君
書 記	壽 崎 行 洋 君	書 記	池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時56分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第4回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において佐々木議員、安楽議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いを。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（令和2年度滝川市一般会計補正予算（第6号））

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（令和2年度滝川市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、令和2年度滝川市一般会計補正予算（第6号）です。

国の令和2年度補正予算（第2号）、その他の支援において低所得のひとり親世帯への追加的給付が実施されることに伴う補正内容となっています。

1ページを御覧ください。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,834万7,000円を追加し、予算の総額を254億5,853万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、令和2年7月1日でございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款2項1目児童母子福祉費、補正額5,834万7,000円の増額につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に要する経費の補正でございます。国の令和2年度補正予算（第2号）、その他の支援において、低所得者のひとり親世帯について新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援としてひとり親世帯臨時特別給付金が創設されました。支給対象は、大きく2つに分かれており、児童扶養手当受給世帯等への給付では、1つ目として令和2年度6月分の児童扶養手当の支給を受ける者、2つ目として公的年金の給付等により児童扶養手当の支給を受けていない者の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の者、3つ目として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者としており、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給するほか、収入が減少した児童扶養手当受給世帯への給付では、先ほど申し上げた1つ目と2つ目に該当する世帯のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申出のあった世帯へ追加で1世帯5万円を給付するため補正したいとするもので、費用の全額が内閣府のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金で措置されるものです。

以上、歳出合計で5,834万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。

17款2項2目民生費補助金は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で5,834万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第４ 議案第１号 令和２年度滝川市一般会計補正予算（第７号）

○議長 日程第４、議案第１号 令和２年度滝川市一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第１号 令和２年度滝川市一般会計補正予算（第７号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の第二次補正予算で拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う滝川市立高等看護学院建替事業及び滝川市生活応援プレミアム商品券発行事業の補正、並びに市内小中学校の児童生徒に１人１台タブレット型端末を導入するための補正が主な内容となっております。

１ページを御覧ください。第１条第１項で、歳入歳出の総額にそれぞれ１９億２，７２３万５，０００円を追加し、予算の総額を２７３億８，５７７万４，０００円とするものでございます。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

第２条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第２表によるところでございます。

２ページから３ページまでは第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

５ページをお開き願います。第２表、地方債補正でございます。追加であります。高等看護学院整備事業債、限度額１０億７，３００万円を追加したいとするもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う滝川市立高等看護学院建替事業の財源に充てたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。２款１項１０目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額１８億４，５４７万４，０００円の増額につきましては、１７点ございまして、１点目は他会計繰出に要する経費の補正でございます。病院事業会計における新型コロナウイルス感染症の疑い患者や感染者の対応に従事した外来担当医師及び看護師、入院担当医師及び看護師などの職員への防疫業務手当で２，２４４万７，０００円、新型コロナウイルス感染症の疑い患者や感染患者の情報を国に提供するためのシステム導入で１１６万９，０００円、来院者の体温を接触せずに測定するサーモグラフィ導入で４８４万円、院内感染防止のための陰圧キャリングベッドや飛沫防止用アクリル板などの医療資材の購入で５３９万２，０００円、既に実施している電話受信の回線の増設で１３０万６，０００円、合計で３，５１５万４，０００円を病院事業会計に繰り出しするために補正したいとするものでございます。２点目は、滝川市地域公共交通事業継続等支援事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルスによる北海道独自の緊急事態宣言の発令以降、一斉休校や通院、買物など市民の外出自粛に伴い、公共交通機関の利用が急減する中において、市民生活の足を守る使命を持つ地域公共交通事業者等の事業継続支援として、路線バス事業者には基本額２０万円に加算額として保有台数１台につき１０万円を、タクシー事業者

には基本額20万円に加算額として保有台数1台につき5万円を、貸切りバス事業者には基本額10万円に加算額として保有台数1台につき2万円を、運転代行事業者には基本額10万円に加算額として保有台数1台につき1万円を支給するため、1,223万円を補正したいとするものでございます。3点目は、テレワーク等トライアル環境整備事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務など多様な働き方が可能となるようテレワーク等トライアル環境を整備し、本稼働に向けた検証を行うため、65万9,000円を補正したいとするものでございます。4点目は、滝川市立高等看護学院建替事業に要する経費の補正でございます。既存施設は、教室及び実習室など手狭であるとともに換気状態も悪いほか、感染対策としてソーシャルディスタンスなどによる対策を講じると現在の1学年の人数を半分程度に抑制する必要がある、今後必要な看護師数を確保できないことが想定されるとともに、感染症対策に当たる公立病院の役割が高まりを見せる中、地域の医療提供体制を確立していくために看護師数の確保は必須であることから、滝川市立高等看護学院の建替を実施するため、11億1,300万円を補正したいとするものでございます。5点目は、新型コロナウイルス感染症防止追加対策に要する経費の補正でございます。新たな感染拡大の波に備えマスクや消毒液等の衛生用品の購入をするため、5,000万円を補正したいとするものでございます。6点目は、児童福祉施設等職員慰労金給付事業に要する経費の補正でございます。児童福祉施設等に働く職員は、常に利用者との接触を伴うなど相当程度の心身への負担がかかる中、強い使命感を持って保育等のサービスの提供を継続していることや、国は第一及び第二次補正により各種政策を進め、滝川市も第一次補正に基づき市の単独事業として各種政策を進めてきておりますが、そうした政策で拾われない事業として本交付金を活用し、滝川市独自の児童福祉施設等職員慰労金給付制度を創設したいとするものでございます。対象は、市内学童クラブ、保育所、幼稚園等に勤務する方で、北海道の緊急事態宣言の対象期間である令和2年2月28日から5月24日までに延べ10日以上、あるいは通算40時間以上勤務した者で利用者との接触を伴い、かつ継続して提供することが必要な業務に合致する状況下で勤務した者に1人当たり5万円の慰労金を支給したいとするものでございます。7点目は、児童福祉施設等における感染症予防対策事業に要する経費の補正でございます。児童福祉施設等における感染症予防対策を目的として、手洗い場等における蛇口を給水栓に直接手指を触れることが少なく、肘でも操作ができるレバー式に交換するため、45万8,000円を補正したいとするものでございます。8点目は、滝川市新生児特別定額給付金給付事業に要する経費の補正でございます。これも6点目と同様に、これまで拾われていない事業として本交付金を活用し、滝川市独自の新生児特別給付金制度を創設したいとするものでございます。対象は、国の特別定額給付金の支給対象基準日である令和2年4月27日の翌日の令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に出生し滝川市に住民登録された子に対し、1人10万円を世帯主等に給付したいとするものでございます。9点目は、滝川市保健センター改修事業に要する経費の補正でございます。保健センターは、各種事業の実施において熱中症の発症に特に注意が必要な乳幼児や妊婦、高齢者などが集まる施設であり、特にマスクの着用によりリスクが高まるおそれがあるとともに、よだれや嘔吐などによる感染症対策や執務室や窓口において3密対策を施す必要があることから、施設内の空調設備の新設や2階健康相談室

の床改修工事、執務室等のネットワーク環境整備を実施するものでございます。10点目は、滝川市生活応援プレミアム商品券発行事業に要する経費の補正でございます。家計収入の減少等の影響を受けている市民の生活を支援するとともに新しい生活様式に対応したライフスタイルを確立するための物資購入等に充ててもらうため、市内の登録店で使用可能なプレミアム商品券を発行するので、上乗せするプレミアム率は100パーセントで、1セット1万円の商品券を5,000円で販売し、1世帯当たり最大2セットまで購入可能となります。市内各世帯に引換券を送付いたしますが、商品券への引換えは市内9局の郵便局で取り扱われる予定でございます。販売期間は、9月上旬から3か月程度を予定しており、商品券を使用できる期間は1月31日までを予定してございます。11点目は、滝川市宿泊事業者応援事業に要する経費の補正でございます。本事業は、3つのカテゴリーで構成しており、1つ目は感染症の影響により予約者のキャンセル等で売上げが落ち込んでいるホテル、旅館に対し、本事業や国、道の観光キャンペーンの実施に伴い、感染症対策を十分に行い事業継続をしていただくためのサポートとして施設の客室数に応じて支援金を拠出するものでございます。2つ目は、観光関連産業のアフターコロナ期へ向けた需要喚起を図るため、滝川泊まってエールキャンペーンとして支援金対象施設やふれ愛の里のコテージ、グランピング等を利用し宿泊する方を対象に、対象施設や飲食店等並びに市内観光施設等で利用できるクーポン券を発行し、対象施設の宿泊料金等に対して最大で50パーセントのクーポン券を発行するものでございます。3つ目は、各種イベントの中止によって売上げが落ち込んでいる特産品の販売促進支援の一環として、キャンペーンで宿泊した方を対象に滝川市特産品5,000円程度を抽選で130名にプレゼントする事業を行うもので、全ての事業期間は12月31日までとしてございます。12点目は、消防活動に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に対する消防隊や救急隊の出動時に使用する感染防止のための消耗品及び備品購入のため、502万円を補正したいとするものでございます。次のページをお開き願います。13点目は、公立学校情報機器購入事業に要する経費の補正でございます。国が進めるGIGAスクール構想に基づき、市内小中学校の児童生徒へ1人1台タブレット型端末の整備をするため、端末整備費が国庫補助金を上回る部分を地方単独事業費として3,856万6,000円と国庫補助対象にならない全体の3分の2に当たる費用5,899万6,000円を合わせた9,756万2,000円を補正したいとするものでございます。14点目は、家庭学習のための通信機器整備支援事業に要する経費の補正でございます。国が進めるGIGAスクール構想の加速による学びの保証として、市内小中学校の児童生徒でネットワーク環境のない家庭へ貸し出すルーターを整備する事業として国庫補助金のルーター1台当たり1万円を上回る部分を地方単独事業として整備するため、33万2,000円を補正したいとするものでございます。15点目は、小中学校における感染症予防対策事業に要する経費の補正でございます。小中学校における感染症予防対策の目的として、手洗い場などにおける蛇口を給水栓に直接手指を触れることが少ない肘でも操作ができるレバー式に交換するため、52万8,000円を補正したいとするものでございます。16点目は、小中学校調理場空調設備設置事業に要する経費の補正でございます。児童生徒の学習機会の確保を図るための夏季休業の短縮に際し、空調設備がない調理場は高温多湿となることから、8月分については通常給食の提供を

控え、午後の授業を取りやめることとしましたが、今後感染拡大状況を鑑み、学習機会の確保を行うためには空調設備未設置の滝川第二小学校、東小学校、江陵中学校の調理場及び江部乙共同調理場へ空調設備を設置する必要があることから、整備したいとするものでございます。17点目は、指定管理施設管理運営安定化支援事業に要する経費の補正でございます。北海道からの休業要請等による休館及び新型コロナウイルス感染症の影響により大会や公演等の中止による利用料の収益の大幅な減少に伴い、公共施設の運営に支障が出てくる事業者に対し事業継続支援のため支援金を支出するため、1,354万円を補正したいとするものでございます。

なお、ただいまご説明申し上げました1点目から17点目の事業費のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で措置される金額は、4点目の滝川市立高等看護学院建替事業に要する経費で4,000万円、5点目の新型コロナウイルス感染症防止追加対策に要する経費で4,035万5,000円、10点目の滝川市生活応援プレミアム商品券発行事業に要する経費では2億2,896万9,000円がそれぞれ措置され、それ以外の事業費は全額措置され、合計で5億4,932万9,000円となったところでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額4,936万5,000円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。国が進めるGIGAスクール構想に基づき、市内小学校の児童へ1人1台タブレット型端末を整備するための国庫補助金対象部分の4,773万6,000円、障がいのある児童用の入出力支援装置を導入するための77万1,000円及び市内小学校の児童でネットワーク環境のない家庭へ貸し出すためのルーターを整備する事業費の国庫補助金対象部分のルーター1台当たり1万円分の整備費用85万8,000円を補正したいとするもので、費用の全額が文部科学省の公立学校情報機器整備費補助金で措置されるものでございます。

10款3項1目学校管理費、補正額3,239万6,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。これも国が進めますGIGAスクール構想に基づき、市内中学校の生徒へ1人1台タブレット型端末を整備するため、国庫補助金対象部分の3,182万4,000円及び市内中学校の生徒でネットワーク環境のない家庭へ貸し出すルーターを整備する事業費の国庫補助金対象部分のルーター1台当たり1万円分の整備費用57万2,000円を補正したいとするもので、費用の全額が文部科学省の公立学校情報機器整備費補助金で措置されるものでございます。

以上、歳出合計で19億2,723万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。17款2項6目教育費補助金8,176万1,000円の増、17款2項8目総務費交付金5億4,932万9,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

21款2項1目基金繰入金964万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補助割れを防ぐために交付限度額5億4,932万9,000円を上回る一般財源分の964万5,000円を財政調整基金を財源として繰入れしたいとするものでございます。

23款5項2目雑入2億1,350万円の増、24款1項1目総務債10億7,300万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で19億2,723万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 確認的なことでお伺いしたいのですけれども、新生児特別定額給付金については滝川独自で行うということで市民が待ち望んでいることだと思います。これについて世帯主に支給ということになっていますが、さきに行われた定額給付金については家庭内暴力の問題とかで世帯主と同居していない人については世帯主の口座とは別なところに振り込まれたという経緯があります。今回についても子供に確実に渡るよう、そういう家庭に何か問題がある場合には世帯主ではない子供を育てている方に支給するような手だてが同じように取られるのかどうなのか、その辺について1点お伺いしたいと思います。

それと、もう一つは、生活応援プレミアム商品券ですが、これは世帯単位で利用することを予定していますが、臨時交付金の4割を使う事業ということで非常に大きな事業になります。これについては同じように世帯主とは別個に暮らしている方が利用できる手だてというのを考えているのかについてお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のありました新生児特別定額給付金の支給の方法というところですが、今回の給付金につきましては4月28日以降にお生まれになったお子さんの世帯主等という説明をさせていただきましたが、想定をしておりますのはお母さんまたはお父さん、父または母というようなことで想定をしております。申請をいただく際には母子手帳の写しを提出していただくことを今は想定しておりますので、母子手帳をお持ちになっている方、もしくは同居をされていて母子手帳をきちんと提示をしていただける方に申請をいただくというようなことで考えておりますので、きちんと養育をされている方に行き渡るというようなことで制度としては考えております。

以上です。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 続きまして、プレミアム商品券に関してですけれども、こちらのほうは住民票の中の世帯主の方に引換券を送るというような制度設計になってございますので、世帯主の方に行き届くような手続ということになっております。DVの方のというようなご質問がありましたけれども、いわゆる支援措置を取られている方であれば、その方たちの元には引換券が届くということになっておりますので、そういった制度だということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、13ページのG

I G Aスクールの件について。

現在想定されている供用開始の時期について教えていただきたいというふうに思っております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 端末の供用開始時期というご質問ですけれども、大変申し訳ないですけれども、今の段階で明確にいつからということはお答えできない状況にあります。なぜならば今回発注台数が非常に多いということ、それから全国でこの事業が同時並行で進んでいるということで、業者のほうに確認は常日頃やっておりますけれども、要は受注を受けたものから納入の準備をするということですので、この後手続のお話をさせていただきますけれども、現段階では明確にお答えできないということでございます。手続につきましては、本日予算の議決をいただいたとすれば、この後入札の手続を開始をしまして、9月議会までには落札候補者と仮契約を行いたいと。今回の案件につきましては、財産取得の議決を要する案件になります。したがって、9月の議会でその関係の議案を提案させていただきまして、議決をいただいたとすれば直ちに本契約、発注と。ですから、その段階で明らかになるということでもあります。ただ、日頃から情報交換しておりますけれども、そのスケジュールでいくと何とか年度内に間に合うのではないかなという、そういうレベルのお答えはいただいております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 高等看護学院の建て替えの関係なのですが、私は、やはり古くなっているの、建て替えることを希望しておりますけれども、いい環境で学生が生活できればいいなとはもちろん思っております。ただ、心配なのは一般会計で建て替えを実施するにしても、建った後、それは病院会計のほうに行くわけですから、その維持関係だとかその辺の負担が重くのしかかってくるのではないかという心配があります。今コロナ禍の中で建て替える時期なのかなという不安があるので、その辺説明いただければなと思っております。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 ただいまのご質問でございますが、まず運営につきましては、これまでも費用総体のうち普通交付税で措置される額と、それから一般会計で負担するものを全額毎年病院へ繰り出しております、その部分の運営については今後も変わらないというふうに考えておりますので、その負担差は変わらないだろうというふうに考えております。

それと、建て替えの部分につきましては、今回交付金が採択されれば地方債で優位なものがあるということで、通常でいきますと一般単独事業債ということで充当率75パーセントですので、25パーセントの一般財源を持ち出ししなければならないと。そうなりますと3億円程度の一般財源、これが今回の交付金が活用できれば充当率が100パーセント引き上がることによりまして、多額の一般財源を一時的には持ち出さなくてもいいということでありまして、それから市のほうでの負担についてもその償還についてシミュレーションさせていただきまして、これまでの毎年の地方債の償還額の減少分ですとか、それから毎年新年度予算で措置する新たな発行する起債などを考慮しても、その部分については大きく支障がないということでシミュレーションしているところであり

ますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今までどおり繰り出しは変わらないということで、今までどおりの繰り出しが基準どおりの繰り出しになっていないのです。だから、建て替えたことによってもう少しの繰り出しが増えるのかどうなのかということをやっと確認しておきたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 今までの分のほうのお話をしますが、まず総額がありまして、その中で交付税が入って、総額というのは運営費、もちろん高木の光熱水費ですとか運営費、それから先生方の人件費も含めて、そういったものがあって、その部分が今度交付税で入ってきますので、その差引いた、大体年間でいうと四、五千万円ぐらいが一般会計の持ち出しとして繰り出しております。その部分については全額繰り出しをしっかりとしておりまして、繰り出し基準外としてしっかりと予算措置して繰り出しておりますので、そこは変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点だけ伺います。

ページ数でいくと11ページの中段ぐらいの児童福祉施設職員の慰労金の関係であります。2日前ですか、特別委員会でご説明を受けて、この給付事業の中の医療機関内の託児所に従事する保育士との関係の部分をお聞きします。委員会でご説明を受けて、これは大変穴埋めの事業としていいことだなというふうに認識をしたのですが、この2日ぐらいの間に私も医療機関内で託児所を持っているところにいるいろいろ聞いて想定外のことが起きてしまいましたので、確認をさせていただきます。医療従事者に対する給付金が国から出されると。その中で保育士は対象外というふうに基本的には思っていたのですが、どうやら複数の医療機関では対応が分かれそうだと。つまり医療というか、医療機関従事者の中の保育士を抜いて請求をするというか、申請をするケースと、それも含めて申請をするケースに分かれそうだとということが分かりました。国の制度設計としては、基本的には私は外れるのだらうなと思っていたのですが、うたっている制度設計の中で複数の医療機関での重複は受給できませんよと、特に医師が出張医とか当直医とかで複数の医療機関に勤めていますので、そういう重複はできませんよという縛りはあるのですが、出どころの違う給付金については特段の定めがないように思えます。ここでお聞きをしたいのは、国の給付事業を医療機関従事者として受け取ってしまった場合に、これは上乘せではありませんので、穴埋めの事業ですので、どのようにそれを抑止するというか、重複しないように市としては対応する制度設計にしていくのかということについて伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のありました児童福祉施設等の職員慰労金ですが、これは市の制度としましては、慰労金の給付は1人につき1回に限るということとさせていただきたいというふうに思っておりますし、またこの慰労金と同様の趣旨で国ですとか地方自治体のほかの給付金の給付

を受けた場合というものについては、この給付金の支給対象から除くというようなことで考えております。この給付金申請に当たりましては、申請書を提出していただく予定をしております。その中にはほかの給付金、そういった他の慰労金ですとか給付金を受けていないということをご誓約をいただくというようなことを予定しておりますし、申請に当たりましては事業所さんに取りまとめというようなこともお願いをしようというふうに考えております。その際には医療機関とその事業所さんにも重複がないようにということを周知をさせていただいて、しっかりと確認をしていただくというようなことの対応を考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第5、議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、一般会計補正予算(第7号)で説明がありました提案理由と同様で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る費用の補正でございます。

第1条は、総則です。

第2条は、令和2年度滝川市病院事業会計第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正したいとするもので、医療機械等整備を954万8,000円増額し、補正後1億6,434万9,000円とするものです。

第3条は、予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を2,560万6,000円増額し、補正後7

2億3,774万3,000円に、第2項医業外収益を2,560万6,000円増額し、補正後12億2,099万2,000円とするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を2,560万6,000円増額し、補正後73億4,175万2,000円に、第1項医業費用を2,560万6,000円増額し、補正後70億4,333万2,000円にするものです。

第4条は、予算第4条の表に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。資本的収入ですが、第1款資本的収入を954万8,000円増額し、補正後1億7,631万5,000円に、第4項繰入金を954万8,000円増額し、補正後1,151万4,000円とするものです。資本的支出ですが、第1款資本的支出を954万8,000円増額し、補正後6億6,167万4,000円に、第1項建設改良費を954万8,000円増額し、補正後1億6,434万9,000円とするものです。

第5条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。(1)、職員給与費を2,244万7,000円増額し、補正後を40億7,988万6,000円とするものです。

3ページから9ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

10ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款1項1目給与費で2,244万7,000円の増額を行い、補正後39億8,930万7,000円とするものです。内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症防疫業務手当の支給のため、手当を2,244万7,000円増額補正したいとするものです。

1款1項3目経費で315万9,000円の増額を行い、補正後9億2,239万8,000円とするものです。内訳といたしましては、飛沫防止用アクリル板などの医療資材の整備のため消耗品費68万4,000円を、新型コロナウイルス感染者等情報把握管理支援システムの導入及び新型コロナウイルス感染症に関する電話診療の充実のため消耗備品費を168万2,000円と通信運搬費79万3,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款2項3目他会計負担金で2,560万6,000円の増額を行い、補正後11億3,607万円とするものです。支出で申し上げました給与費及び経費の増額に伴い、一般会計負担金を2,560万6,000円増額補正したいとするものです。

次に、11ページをお開きください。資本的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款1項1目設備費で954万8,000円の増額を行い、補正後1億6,434万9,000円とするものです。内訳といたしましては、サーモグラフィ、陰圧キャリングベッドなどの整備のため、備品購入費954万8,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款4項1目繰入金で954万8,000円の増額を行い、補正後1,151万4,000円とするものです。支出で申し上げました設備費の増額に伴い、繰入金954万8,000円を増額補正したいとするものです。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員